

文 教 福 祉 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和6年6月27日（木曜日）

開会 午前 9時59分

閉会 午後 1時56分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	〃	萱 野 哲 也	〃	村 木 理 英
	〃	頓 宮 美津子		

(欠 席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同主幹	岩 佐 知 美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
政策調整課長	林 啓 二	財政課長	岡 真 里
文化スポーツ部長	林 直 方	スポーツ振興課長	高 谷 正 樹
生涯学習課長	小 原 純	文化芸術課長	岡 本 紀 子
保健福祉部長	横 田 優 子	健康医療課長	白 神 洋
健康医療課主幹	今 若 睦 也	健康医療課主幹	竹 下 あけみ
福祉課長	小 野 玲 子	こども課長	木 田 美 和
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 真 弓
教育総務課長	藤 原 直 樹	学校教育課長	村 山 俊
学校教育課主幹	中 原 邦 明		

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午前9時59分

○委員長（溝手宣良君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、陳情第5号 いじめ被害者の保護を第一に考え、あわせて加害者に適切な指導を行い、悪いことをしたらちゃんと謝る。子どもたちの人権感覚を育てる。『こどもを守るぞ！総社』の推進を求める陳情書の審査に入ります。

村木委員。

○委員（村木理英君） この際、動議を提出させていただきたいと思います。

総社市議会委員会条例第20条第1項により個人のプライバシーを保護する観点などから、委員会の議事を秘密会とすることを動議いたします。

○委員長（溝手宣良君） それでは、ただいま村木委員から陳情第5号については秘密会を開いて審査されたい旨の動議が提出されました。

秘密会を開くには討論を行うことが認められていません。よって、直ちに採決いたします。

秘密会を開くことに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長（溝手宣良君） 起立少数であります。

よって、秘密会としないことに決定されました。

秘密会としないことに決定しましたが、審査の都合上、委員、委員外議員、報道機関及び事務局職員以外の方の退場を願います。

それでは、参考人として陳情者の出席をいただいております。

この際、参考人に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本委員会のために御出席をいただきありがとうございます。委員会を代表してお礼を申し上げますとともに、陳情の趣旨を述べてくださいますようお願いいたします。

それでは、議事の順序等について申し上げます。

まず最初に、陳情者に陳情の趣旨を10分程度で要点を絞って簡潔に述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○参考人（陳情者） 今日は皆さん、ありがとうございます。

今から陳情書の内容について御説明をさせていただきます。

1枚、陳情書を皆さんお持ちでいらっしゃるんですね。1番の趣旨のところから始めたいと思うんですけど、今回こういう陳情書を出させていただこうと思ったそもそもの理由ですけれども、もちろん今日時点で加害者側からの謝罪とか、そういう目に見える解決というものが至っていない

ということはもちろんそうなんですけど、子どもたちにもまあまあ問題はあと思うんですが、解決しない原因として学校や加害保護者の大人の対応があまりにも不適切だと私が感じる事が多くあったので、それについていろいろ学校と協議するんですけども、ほとんどまともな返事がいただけないという、改善されるとかされないとかじゃなくまともな返事がいただけないということが今回こういうことをしなければならなかった原因です。

いじめのそもそものスタートというのは、その陳情書の冒頭に書いてあるとおりなんですけど、仲間外れにされるということがありました。今回、個人の特定とか学校のどのクラスというのはあまり特定されないように具体的には書いてませんが、いじめが発生しました。ところが、学校の対応というのが、この時点ではまだこれがいじめだという、仲間外れだということは分かってないとはいえ、被害者側に対して仲間外れによって班決めが成立しなかったわけですけど、それは被害者側が自分の思うとおりにならなかったことをごねたというふうに先生方は決めつけて、それをすごく厳しい指導をするわけです。ところが、すぐにこれはいじめがあって仲間外れがあったから班決めが成立しなかったんだということがすぐに、もう翌日には分かっちゃうわけですけど、そうなったときに私学校に行きましていろいろ話を聞いて、先生方がその子をごねたから班が決まらなかったというぬれぎぬを着せたので、それについて払拭してもらいたいということと、加害者に対しては適切な指導を行ってもらいたいということと、変な形でグループ決めが途中やめになってるので、グループ決めをするんだったらちゃんと適切な、いじめっ子が口を挟むようなことができない何か適切な方法でやってもらいたいという三つのお願いをして帰るんですけど、そこで先生がその子のぬれぎぬを晴らしてもらいたいというと、そういうことをするといじめがこのクラスであったことを発表しなきゃいけない、みんなの前で、それは誰から誰にということは別にしてしなきゃいけないっちゃうんで、そんなことしたら被害者がもっと悲しい思いをすることになりますよって先生がおっしゃった。いや、私そのときに、いじめに遭って、それを勇気を持って訴えろと、もっと悲しい思いをしなくちゃなくなるような指導をされるんですかというような話をしたら、いやいや、でも私はいろんなケースを見てきましたけど、結局そうなっちゃうんです。先生がそうおっしゃる。いや、それも納得がいけないんだけど、まあまあしょうがないねって、取りあえず三つのお願いをして私は1回目の話は帰ることにしたんです。

そしたら、数日後にもう一回班決め、中途半端になってますから、そのクラスで行われることになりました。そしたら、その会に先立ってその子呼んで先生が言うわけです。班決め、今決まりかけている、8割方決まっているそれを変えたいなんて言うんじゃないと。それを変えたいなんて言うと、その不満が、それで満足している子もいっぱいいるわけだから、満足している子から出た不満はどこに向かうか分かんないぞと、その会に先立ってその子に指導をするわけです。ちょっとそれは考えられんなどか思うんですけど、で、そういう指導をした上で実際に会が始まります。さっきの1ページ目の話とちょっと違うのは、今回2回目の班決めの際はいじめ、仲間外れということがもう被害者と加害者、誰が加害者で誰が被害者かということがもう明確に分かっている、認識

できている。でありながら、2回目の班決めするときなぜか先生は4対1で相対する対決シーンをつくるわけです。いや、それもちよっと理解ができない。相対する対決シーンをつくるんですが、つくったときに加害者側の子たちから、陳情書でいうと1ページ目の下部のほうですか、誰にも触らない、話しかけないならグループに入れてあげてもええ、こんな表現じゃないんです。すごいすごい表現です。べたべた何とか何とかみたいなのすごい下品な表現でその子にそういうことを、こういう趣旨のことを言ったということです。これ先生がいるところでです。

しかし、それから、そういうことがありましたと。陳情書でいうと2ページ目になるんですけど、2ページ目の上のほうに私から加害保護者への謝罪要求と物理的な距離を取るということをお願いしているという文書が2ページ目の上部のほうに米印の部分、これ何となく先生と電話してとかではありません、これは会を開いていただいて私が最終的にこういうお願いをして帰ったってことになるんですけど、この会の冒頭、私初めてそのとき校長先生とお会いしたんですけど、びっくりしたんです。会の冒頭、いきなり校長先生が加害生徒にも悪いところがあったと聞いていますからと会がスタートするわけです。ところが、それもそれで加害者側にも何か落ち度があったのかもしれないんですが、こういう会話から始まるんですけど、実は校長先生というか生徒指導の先生も学年主任の先生もこの時点では、この日ちょうど初めての仲間外れからおよそ1週間の時点での出来事なんですけど、この時点で被害者の話を聞いた人は誰もいないんです。誰も被害者の話を聞きに来ていないんです。全て被害者側の生徒が悪いというのを何を根拠に言ってるか、加害者側の発言を100%採用して被害者側の意見は一度も聞きに来ることなく、この発言がいきなり出てくるんです。いきなりといってももう1週間たっています。これもこれで変な話だなと思って、しかもその会というのは校長先生はじめ5人の先生が並ばれて、私一人で呼ばれて行ってこの話です。そのときに、私、いやいやそうじゃないです、こちらからということで資料もお出ししたんですけど、その資料は恐らく教育委員会には報告されてないんじゃないかという疑いが。なぜそう思うかというのと、後から謝罪をされるという手紙の話のときに当然なるんですけど、私が出したこういう紙で10枚ぐらい出してるんですけど、ほとんど認識されていないんです、教育委員会の方々。

それはそれとして、その会で2点の要求をして帰りました。加害者の保護者からの要求というのが、もう被害者と加害者が明確に分かれている中でそれを面と向かって対決させる、そしてそういう暴言や翌日からの嫌がらせが続く中、一切先生が手を出してくれない、助けてもくれない。もうこれは距離を取ってもらうしかない。そういう状態になっても子ども同士の話し合いなんて不可能なので、一旦親御さんに出てきていただいて、親御さんにも問題の意識を持ってもらうという目的でそういう要求をするわけですが、結果は全然対応してくれません。物理的な距離は全く取られません。給食当番も一緒にします。何か組分けがあれば体育や音楽は一緒にされます。そのたんびにその子は帰ってきたら泣いてますという状況が長く続く、ずっと続くわけです。

そういうことでもう一回先生に物理的距離を取ってください、できる範囲でいいからという話をしたら、そんなの同じクラスにいて物理的距離なんて取れるわけじゃないじゃないですかぐらいな話で

す。なので、当然という言い方をしたらクラスを変えてくれというお願いになる。当然それも普通に全く拒否されます。ただ、その子の話は聞かないし、お願いは全然通らないんだけど、何だか知らないんだけどその子に対する指導は続きます。どんどん続きます。加害者の生徒は反省してるから、許してやってくれとか話聞いてやってくれとか、許すことはできないのは悲しいねと、あんたがそんな口の利き方するとは思わなかったわみたいな指導は日々先生からその子に続きます。

○委員長（溝手宣良君） 参考人に申し上げます。

間もなく開始から10分程度がたとうとしておりますので、できるだけ絞ってまとめに入っていただけと。

○参考人（陳情者）（続） それから、基本的にいろいろお願いをするわけですが、なかなか聞いていただけない。謝罪ということが問題の解決のスタートになるというのはお互いに共通認識があったので、反省してるから謝罪をしたいという話を向こうから受けるわけですが、何せ先生方は加害者側の弁護士のように、加害者は日々嫌がらせを繰り返してくる中で謝りたい、会いたいと言われると困る。なので、私同席するならいいですよと言ったら、それだったらできませんねということとで謝罪の会も開かれない。なぜかはちょっと分からないです。

それをずっとやっていて、最後になるんですが、手紙を書いています、謝れないんだったら手紙書いてもらいましょうと教育長がおっしゃいます。それは1回学校は拒否するんですけど、再三の要求とこれを出すぞ出すぞという話を学校にしたら、急に手紙が我が家に届きました。我が家に届いたんですけど、とてもじゃないけど受け入れられるような内容じゃない。受け入れられる内容じゃないのに謝罪が行われたと認識してる。手紙を出して私たちは受け入れられないから返しました。返しましたが、謝罪が行われたと認識していると校長先生も教育委員会も言うんですけど、そこで何で私がさっき10枚にわたって書いた紙は教育委員会に報告されてないんじゃないかと言ったのかといいますと、この趣旨に書いてあるところの上3行です、これ以外は知らないとおっしゃったんです、教育委員会。これだけ書いてますが、趣旨説明の上の3行、これのことしか知らないとおっしゃったんです、教育長。校長先生はこの謝罪の手紙は何に対する謝罪ですかと聞いたら、この上3行の分、これに対する謝罪です。これ以下は関係ない。関係ないという表現は違います、ごめんなさい、関係ないとは言っていない。これ以下に対する謝罪ではない。上3行だけの問題だと先生方はおっしゃったと。なので、これでは話にならん、これは感情論も含めてですが、そういう話で。

○委員長（溝手宣良君） すみません、まとめてもらえますか。

○参考人（陳情者）（続） なので、まずいじめを認知したらしっかり保護していただかなければ、こういう対応では困ります。いじめの事実や被害感情というのは被害者からも聞いてください。いまだにまともに話なんか聞いてくれたことなく、その子元気にまだ学校には行っていますが、2年生の間も行けてはいましたけど、学校では元気だったようですが、うちに帰ったら日々泣いているというような、そんなことそれまで一度もなかったことがそれから半年間にわたってずっ

と続きました。私は本当に死んじゃうんじゃないか、早退して帰ってきたら県外に仕事に行ったり市外に仕事行きますけど、子どもが早退してるって思ったらもう仕事なんかしてらんないから家に帰るなんてのもしょっちゅうありました。そういうことが元気に学校に来てるとまるで何もなかったかのように先生方は謝りもしない、保護もしない。そういうことです。

被害者の意見に教育委員会から手紙を書こうって取りあえず学校は一旦拒否です。なぜなんだか分かんない、何か頼むと一旦拒否です。説明も先延ばし。この間もちょっと質問をしてるんですけど、2回にわたって電話かかってきて、1箇月ぐらい前に頼んだことが2週間ぐらい前に電話かかってきて、もうちょっと待ってください。先週かかってきたのももうちょっと待ってください。1箇月たっても質問の答えも返ってきません。

○委員長（溝手宣良君） この際、参考人に申し上げます。

もう時間が大分過ぎてますので、まとめに関してはじゃあこの陳情書に書いてあるこの青囲みのところとその下のまとめということで認識をさせていただいて、すみません、時間をオーバーしてしまいましたので、申し訳ございませんが、ここで終了とさせていただきます。

次に、参考人に対する質疑を行います。

この際、私より申し上げます。

念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言をお願いいたします。また、参考人は委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 今のお話を伺ってて思ったんですけど、まず手紙が来たというところで、それが受け入れられない、中身いろいろあるでしょうけど、最大の理由は何でしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 参考人。

○参考人（陳情者） この陳情書に書かれている3倍ぐらい、表紙をのけて3倍ぐらいの文章の中の、先ほども申し上げましたが、1ページ目の上3行、これしか事実として認めないということが前提のお手紙であるということが、受け入れられない最大の理由であるのと、いじめをしたということが書かれていない、いじめとも書かれてない、仲間外れのようなもの、結果的にそうなっちゃったというような表現が使われているということで受け入れられないということです。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 参考人には、わざわざお運びいただきましてありがとうございます。

学校はすぐにいじめと認定されたんでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（村木理英君）（続）それが前提としてあるというふうに取り出されるんですけど。意見というところに、これが一番気になるんですけど、起きたいじめの事実や被害感情をしっかりと被害者から聞くという、しっかり聞けてないということなんですね、今お話を伺ったら。それは間違いないですね、確認なんですけど。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（村木理英君）（続）それと、加害者へ悪いことしたらちゃんと謝るということを書きます。ということは、ちゃんと謝ってないというふうに取り出されるいいわけですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（村木理英君）（続）そこで、今までの経緯をお話いただきましたけど、どのタイミングで誰がどのようにしっかりと聞くべきだったのか、それからどのようにちゃんと謝るべきだったのかというあたりのところで御意見があれば、そこを教えていただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 参考人。

○参考人（陳情者） どのタイミングで聞くかということなんですけど、これまずすぐにいじめと分かるんです、仲間外れという現象は偶然起きたものか作弄的なものかというのはその瞬間は分からなかったかもしれないですけど、翌日にはもう分かるんです。なのですが、先生はその後被害者にも加害者にも事情を聞きに行きません。何でそんなことしたんですか、そういうことをされてどう思いましたかみたいな、何でやったんだ、そんなことをされてどう思ったんだという加害者側、被害者側のどちらにも聞いてないんです。何があったんですかという事実確認だけは翌日にはしてるようなんですけど、それですぐいじめと認めてるんですけど、その悪意みたいなもの、きっかけみたいなものがいまだに分かってないんです。

そもそも被害者側にも悪いところがあったというのは、被害者が加害者の中の1名に嫌われているというふうに加害者側は主張してるんですけど、どうもそれ、分かんないんですけど、うそっぽい。うそっぽいというのが後から分かる、いろいろすごくややこしい話なんですけど、実はその嫌っているという子が別に嫌っているなんて言っていないみたいな話も出てきちゃったりして、そういう起きたすぐのときになぜ起こったんですか、なぜしたんですかということが、どう思ったんですかというのが聞かれてないということが最大の問題だと思います。

で、謝るタイミングというのは、私が一番最初の、これでいうところの1枚目の中ほどです、加害生徒に適切な指導を行うことって、このタイミングでもし先生方が何か加害者側の子どもたちに指導をして、その1日、2日の間に謝っていれば、こんなことにはなっていないと思うんですけど、それを放置したがゆえに数日後の、誰にも触らない話しかけないみたいな暴言につながっていくと。謝るタイミングというのはもうこの、日にちのことを言うたらあれですけど、最初の仲間外れが起こってから2日後に先生方と私たちが話をしたあのタイミングで先生たちがちゃんと指導してくれて子どもたちが謝っていれば、僕は大きな問題ではなかったような気もしています。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 確認をさせていただきたいんですけど、どうもいじめというような事態が確認されたときの初動が悪かったんじゃないかなと。その初動の対応が、学校の対応がやはり悪かったんじゃないかなと。実際、じゃあ学校というその全体像じゃなくて、もっと現場の担任の先生であつたり、分かりませんが、学年担任、分かりませんが、そういう立場の先生の対応はどうだったのかなというのが私は非常に気になります。

どんどん時間が経過することによって、その一つの事例が大きく大きくいろんな勘違いを起こしたりして、どんどん膨らんでいると。なかなかもう抑えが効かなくなるような、いろんなところに波及していくみたいなことが起こってしまったのかなというふうに私自身は今お話を伺って感じるんですけど、そのあたりで何かお話があればお答えください。

○委員長（溝手宣良君） 参考人。

○参考人（陳情者） おっしゃるとおりで、最初仲間外れ、かなりこれ計画的というか、今になって分かってきたんですけど、仲間外れにつながるようなクラス内での上下関係とかからかいとか、それにつながるようなものは実はもう4月あたりからあつたのじゃないかという話が深掘りしていくと今出てきて、それ今調査してもらってるんですが、そんなこと調査今してもらってるんだけど、本来的にはそんなこの件とは関係ないと言えれば関係ないし、つながっているといえばつながっている。この件をその場その場で一つ一つのことを解決していけなかったから、その子にとっては向こうに4人いる、何せ4対1ですから、何かしゃべれば4人で反撃される。ただ座っているだけでも4人でにらまれる。日々恐怖を感じて学校に行かなければいけない。もしこれが本当にあの4人の生徒たちが、自分たちのしたことが悪かったと謝って関係改善したいということを早い段階で出してくれたら、後に起こったいろんなことは嫌がらせというふうな取り方をしないで済んだかもしれないし、向こうの4人の子どもももっと違う関係改善の仕方があつたのかもしれないのに、初動が悪かったせいで謝らせることができなかった。悪いということを悪いと教えることができなかった。謝るというタイミングを逃してしまったということが、今のこの状況につながっているんじゃないかと私も思います。

○委員長（溝手宣良君） では、大分時間のほうも予定よりも過ぎておりますので、最後でお願いしようかと思います。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 今日は大変な中で来ていただいてありがとうございます。

今、初動の対応がというのは私も思っておりました。いじめと認定したにもかかわらず、普通そういうことになれば、例えばカウンセラーの先生を紹介するとか、担任の先生以外の第三者の声を聞くとか、そういった初動も何もされなかったかどうかということが1点と、それから班ですけれども、学校で給食を食べるのもその班、掃除をするのも班というふうに勉強以外の1日の行動の中のグループの班なのかということが一つと、それからそのことがあつた後、元気そうに学校に行っているけれど家に帰って泣いているという部分で、最初のときに何日か学校を休まれたのかどうなの

か、それでもし何日か、1日でも2日でも休まれていれば、学校の先生の対応もまたしかるべきをしなければいけないんじゃないかなとは思うんです。その3点をお聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） 参考人。

○参考人（陳情者） そこが私もすごく気になっているところというのが、委員のおっしゃるカウンセリングとか休んだかどうかという話ですけど、私この話を誰かにすると、大抵の方が学校行けてるんという話を大抵聞かれるんですけど、いや、行けてました。この問題が起こってすぐのときは、帰ってきて数日はすごくへこんでいる、帰ってくりゃ泣いてるという感じの数日でしたけど、実際学校には行けてました。それから学校に行けなくなってくるのは、一月ぐらいたってからになります。もう毎日のようにその4人が同じクラスの中にいて、もしかしたら加害生徒に聞けばそんな気ないってもしかしたら言うかもしれないけど、その子のすぐ近くで何か聞こえるか聞こえないかのような声でひそひそ話をしたりにらみつけたりするということが繰り返される中で学校に行けなくなるという意識がちょっとだけ、休んだのは数日です。早退して帰ってきたのも数回ということにはなりますけど、もちろん学校の中では、普通ということはないですが、学校生活は正常範囲で行われてたので、先生方はそれをカウンセリングに紹介するとかということは、それはなかったということです。

今回の班活動については、これは特別活動の班で、この班で仲間外れにされたということをこの趣旨の上3行、先生方はこれがいじめだっておっしゃるわけなんですけど、だと思えます。だと思えますが、精神的なストレスだったりショックだったり、問題視しているのは実はこの部分ではなくて、それがまともに対応してくれなくて、によって起こってしまった後の問題のほうがずっと重要だったり問題だなと思ってるんですけども、その共通認識をこういう話を何度もするんですけど、はいとは言ってくれるんだけど、次に聞いたときにはもう全然、もうそんな話はなかったかのようにこの3行の話。ずっとそういう感じなので、もう話にならないという、そういう感じです。

○委員長（溝手宣良君） ありがとうございます。

先ほど申しましたように時間も大幅に予定を過ぎておりますので、以上で参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、参考人に対し委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本委員会に御出席いただきありがとうございます。本委員会としては、いただいた御説明を審査に生かしてまいりたいと思います。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時34分

○委員長（溝手宣良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きまして、参考人として学校長の出席をいただいております。

この際、参考人に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本委員会のために御出席いただきありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げます。

それでは、議事の順序等について申し上げます。

陳情の趣旨は陳情者からお聞きしたところであり、本件に対する意見を10分程度で要点を絞って簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、参考人の意見をお願いします。

参考人。

○参考人（学校長） よろしく願いいたします。

まず、陳情書について述べますが、それ以前のことにについて少々関係がありますのでお話をいたします。

このたびの事案の主な関係者は、同じクラスの5人の女子生徒で、被害者と加害者のA B C D 4人、合わせて5人の事案であります。被害者は以前から友達などに対して、抱きついたり腕を組んだりするようなボディータッチが再三ありました。Aは、周りの目が気になるし、くっついてくると自体もストレスを感じていましたので、そのことを1学期に担任や養護教諭に相談をしておりました。またさらに、親しい友人にも相談しておりました。

9月5日の校外学習のグループ決めを行ったときに、仲間外れの事案が発生しました。昼休みに生徒のAがCに被害者のことが苦手であると話していました。そして、5校時にグループ決めが始まったときです。昼休みの話を聞いていたBとCが被害者が1人になるのは駄目だと思い、別のグループに被害者を入れてほしいと頼みました。被害者は、勝手にグループ決めさせられたと感じておりました。この構図が仲間外しである。学校はこの事案をいじめとして認定して、4人の生徒に指導し、時間はかかりましたが4人の生徒は納得して、謝罪の意思を持ちました。学校として生徒同士が直接話をして分かった部分を謝罪して、関係を修復させたい、こうするべきと強く思っておりました。今もそのように思っております。それを基に被害者と被害者の保護者の方と協議を重ねてまいりましたが、生徒同士の謝罪の場は実現されていない状況であります。その後、教育長からの勧めで手紙による謝罪を行いました。

学校として生徒の安心・安全を第一と考えております。話を聞いたり見守りをしてまいりました。また、関係保護者と連絡を取りながら、この事案について取り組んでまいりました。発生時より随時教育委員会に報告をし、教育長からも指導、助言をいただいたり、スクールロイヤー制度、弁護士にも相談をしてまいりました。しかし、なかなか解決が困難で苦慮している状況であります。

被害者の出席状況であります。昨年度の令和5年度のこの事案が起きてから3月までは、欠席が1、早退が5でありました。今年度は、欠席、早退はございません。

次に、陳情書について申し上げます。まとめた形で述べさせていただきます。

陳情書の内容につきましては、5月14日、陳情者が来校され、内容について確認をしました。対

応は校長、教頭で行い、教育委員会の指導主幹とPTA会長が同席されました。ちょうど陳情書の右のページの一番下に書かれておりますが、このように記載されていますが、内容や捉え方が違っている部分、13箇所ございました。違うところは指摘しましたが、修正されていない、また何も言わなかった部分については内容を認めたことになっています。その点について簡単に説明させていただきます。

趣旨説明の2行目、4人が共謀しということが書かれておりますが、共謀はしておりません。しかも計画的なものではありませんでした。仲間外れは当日起こったことで、計画的ではなかった。根拠としては、グループづくりで当日欠席した生徒の証言から、そういうふうに分かりました。

続いて、5行目の辺にごねたという言葉がありますが、ごねたと決めつけた指導はしておりません。

その次の行のことでありますが、これは加害生徒の計画でなく担任の指導の下でBが提案したものであります。

続いて、6、7行目であります。このことについては、丁寧に話を聞いている。被害者からも聞いて、その上で時間をかけてグループを決めております。

続いて、9行目に学校がというのがあります。担任と保護者の話の中で、状況からいじめだと言われた。担任は管理職に報告を上げますと伝えているが、事実を確認した上で13日にいじめという言葉を使って指導はしております。保護者連絡をしております。

続いて、11行目の学校からというところではありますが、この件についてはいじめという言葉を用いて指導はしていませんが、仲間外れについては指導をしております。

続いて、下から6行目のおまえからのところではありますが、高圧的な指導はしておりません。おまえというような発言もしておりません。

同じく下から6行目のところで、今からグループ決めのところではありますが、このような発言はありません。

下から3行目、誰にもというところですが、このような暴言はありません。内容については担任の指導のもとAが被害者に自分の思いを伝えた。触るのをやめたら一緒に回ってもいいよという上から目線ではなく、そういう言葉遣いで伝えております。

次に、一番下のぬれぎぬというところがありますが、これはこのグループ決めでクラス内の誰からもこの話は出ていなかった状況でありました。グループ決めの決まらないのは被害者のせいだとも誰も思っていない状況でありました。

続いて、陳情書の右のほうに参ります。

6行目の加害生徒の反省という部分ですが、当初はもともと被害者がAに日常的に嫌がる接し方をし、Aが嫌がっているのだからグループ分けをしようとしただけの認識であったが、丁寧に指導して、結果的に仲間外れになったことはいじめと捉えて納得して反省しております。

次の、8行目、このくらいでのところですが、これは父の一方的な訴えで、本人からも聞いてま

せんし、4人でいつも行動、4人で一緒になることは同じクラス、同じ教室なのでありますが、いつも行動を共にしてグループ化はしておりません。4人からもそういうことは聞いておりません。当初はこれぐらいでいじめとかというような思いもあったことは事実ですが、吹聴はしておりません。

そして、被害者に対する嫌がらせが繰り返されたとありますが、学校ができることは、教員のシフトを組みまして4人ないし被害者の状況を見守ってまいりました。給食当番の編成で、これは担任の配慮不足があったのは事実で、お断りをしております。その他、歌のテストでありますとかサッカーの授業については、これは授業中のことなので平等に行わないといけないものでありますので、教科担任のほうのやり方でやっております。

それから、卒業時に黒板アートというのを指摘がありましたが、これに関しても嫌がらせ等はありませんでした。

続いて、14行目にあります被害生徒への嫌がらせというのがありますが、これは本人の訴えもなく、嫌がらせは起きていないという状況であります。

それと、指摘したところではありませんが、右のページの12行目にあります加害生徒のクラス替えの提案をされました。これについては、学校は教育現場では将来的な考えを持ち、生徒同士で解決できるように指導している。クラス替えは解決策でないと判断して、その旨をお伝えしております。

そして、19行目になりますが、被害保護者のというところがありますが、これは学校の方針として学校で起こった子ども同士のことで、謝罪をして、その後前向きに学校生活を送ってほしいという指導がベストと考えております。もちろん教育委員会や弁護士と協議して、指導、助言をいただいております。

それから、陳情書の最終ページになります。裏側になりますが、手紙を書いたわけなんですけど、反省や誠意がないと返されました。手紙の内容を1人のを読ませていただきます。

「被害者さんへ。このたびは被害者さんに嫌な思いをさせてしまって申し訳ございません。あのときは自分は相手のことを考えて行動できていなかったと思います。自分の立場になって考えてみたら、とても嫌なことをしてしまったなど反省しています。このことで自分はまだ被害者さんと話せていないので、被害者さんがよければ直接話がしたいと思っています。」

こういう内容の手紙がそれぞれ、同じものではありません、自分が考えた手紙を渡したんですけど、返却されました。

○委員長（溝手宣良君） すみません、この際参考人に申し上げます。

間もなく10分が経過しますので、まとめていただければ助かります。

○参考人（学校長）（続） 終わりに、学校は安全・安心の場所であると考えております。生きる力を身につけて自立して生活できる生徒の育成を目指しています。様々なトラブルが起きていますが、生徒同士のトラブルは事実確認を綿密に行った上で指導し、子どもが納得した上で反省点や悪

かったことについて生徒同士で謝罪をさせています。また、保護者に対しても丁寧に説明をしています。その上でよりよい人間関係を築き、学校生活において子どもが前向きになるように指導しております。同じ失敗やミスを何回もする生徒もありますが、教員が根気強く生徒に接し、今後の成長を願いながら継続的に指導しているところでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） ありがとうございます。

それでは、参考人に対する質疑を行います。

この際、私より申し上げます。

念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言をお願いいたします。また、参考人は委員に対しては質疑をすることはできないことになっていますので、御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 先生、御苦労さまです。大変だと思いますが、ありがとうございます。

経緯については、双方のこと、先生の意見も聞きまして、被害者側の意見も事前に聞きました。最後、我々が審査するのが、2と3になってくるわけなんですけれども、ここにいじめがどうだらかうだらというのは我々はできませんので、ここの2の意見と3、まとめについてなんですけど、ここについての先生のお考え、ここの部分、この言葉がおかしいとか、我々はきちっとこのとおりやっているとか、何か先生のほうでここの2と3についてお考えや思いがありましたら、お答えいただけたらと思います。

○委員長（溝手宣良君） 参考人。

○参考人（学校長） 総社市いじめ防止基本方針にもあるように、この中に書かれてる意見の部分ですが、もちろんしっかりと被害者を保護して寄り添っていくという、まさにこのとおりだと思っております。そして、とにかく子ども同士が一日も早く関係が解決して、もう3年生になりますと進路に向けて自分の道を選んでいって、それを応援してやりたいなという気持ちでいっぱいあります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） 先生、本日はありがとうございます。

この問題は、2年生のときに起こったと思うんですが、それ以前に何かしらトラブルになるようなことがあったのかどうかというのと、それから小学校から引き継いでくるわけですが、被害者の子はコミュニケーションとかそういう部分でトラブルが時々あったのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） あくまで本件に関する質疑にとどめていただきたいというふうに思います。小学校時代のことを今ここでどうという話にはならないと思います。あくまで今回の陳情趣旨説明と意見まとめの中での質疑にとどめておいてください。今の質疑、申し訳ございませんが。

他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 先生、どうもありがとうございます。

このいじめという事態が、学校が把握された段階の、その対応です、あのときこうすべきだったとか、これがちょっと失敗したとか、そういうのがもしあればお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 参考人。

○参考人（学校長） それぞれいつもそうですが、初期対応が大事で、それぞれの学年団が分担していろいろ生徒指導が入ったらすぐこの件も対応しました。情報の共有をしましたが、なかなか該当生徒がこのいじめという言葉にもすごく敏感でありまして、保護者もそうでした。時間がかかりました。該当生徒は、加害者のほうですけど、子どもの精神面にも気を配る必要があったので、時間をかけて気持ちが落ち着いた状況を見ながらやっていたんで、やや時間がかかったという反省はあります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 毎日大変な中、ありがとうございます。

先ほどのお話の中で、いじめに対する対応としてスクールロイヤーに御相談されたとありますが、スクールソーシャルワーカー、弁護士ではなくスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセリングの方はまず対応は考えなかったのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 参考人。

○参考人（学校長） SSW、スクールソーシャルワーカーについては考えてませんでした。スクールロイヤー制度というのがあるのを分かって、進捗状況を話して助言をいただいた。SSWについては、御家庭と学校の中で一步踏み込めて家庭に入れるという仕事内容で、一般的には学校に来にくい子であるとか家庭環境に問題がある子とか、そういうほうでお願いをしていたということなんで、その辺のことが効果があればそういうふうにも考えたかもしれません。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、以上で参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、参考人に対し委員会を代表して一言御礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本委員会に御出席いただきありがとうございました。本委員会としては、いただいた御意見を審査に生かしてまいりたいと思います。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時58分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本件について当局から御意見等があれば御発言をお願いします。

教育長。

○教育長（久山延司君） この件に関しましては、当事者と何回か直接私も話をさせていただきました。そういう中で、当事者の子どもに対する思い、それから親しかった友達から仲間外れになった、そういう悔しさだとか相手に対する腹立たしさ、そういうことも聞きました。その気持ちは非常によく分かる。子を思う親の気持ちはよく分かるということで、私もそういうふうに御本人にも話をしました。

この問題は、詳しく説明があったと思いますが、昨年の9月5日の4人の生徒の行動ということではありますが、4人といってもそれぞれ一人一人立場も違うし行った行動も違います。しかしながら、どういう理由があっても意図を持ってグループに入れなかったわけですから、これはやはりよくない、いじめと認定すべき問題だというふうに私も認識しておりますし、そのときにも学校にもそういう話をしました。

被害者は、加害者とされる同じ部であった子ども、同じ部であるわけですね。この子どもが被害者自身の自分の接し方、非常に距離が近いという接し方、それをそこまで嫌がっていると思っていなかった。これは想像もありますけど、小学校も同じで、小学校からずっとそういう付き合いをしてきたわけですから、そういうふうにその続きといいますか、嫌がってるとは感じてなかった。この加害者とされるその子は、優しさからか言いにくかったからか分かりませんが、そういう接し方は嫌だと、もうやめようということをこの被害者の子どもに言わなかった。もうやめてとかということぐらいは言っているけど、はっきりとそういう接し方はやめよう、付き合いをやめようということとは言わなかった。ところが、子どもたちはだんだん成長して思春期に入ります。この加害者とされる子どもも思春期に入って人目が気になる。そういう状況の中で、本気で悩むようになった。友達やそれから担任の先生、養護教諭、そういうところへ相談しているわけです。教員から何回か注意をしたんですが、直らなかった。なぜ直らなかったか、この被害者の生徒は、悪気があって直さなかったんじゃないと思うんです。ずっと小学校からそういう付き合いしてきたわけだから、本当に本気で嫌がっているということを思わなかったとか思いにくかったんじゃないかなと、これは臆測ですけど。そういうことで同じ付き合いをしていた。ところが、この9月5日に遠足のグループ決めというところで、初めてはっきりその生徒が自分の接し方を嫌がっているということをこの被害生徒は知った。しかも、そのことを自分ではなく周りの友達には話していて、友達がそれ

を気を遣ったわけです。だから、結局孤立したような気持ちになった。本当につらかったんだと思います。寂しかった、ひとりぼっちになった、そういう気持ちだったんだと思います。

こういう問題というのは、思春期の子どもたちに本当に起こりやすい問題です。これは発達段階、例えば声変わりや初潮の時期はそれぞれ子どもによって違う、それと同じように本当に思春期の入りというのは子どもによって違います。価値観もはっきりしてくる。そういう違い、それが個々に明確に出てくる、そういう時期であります。そういう時期を中学校教員は対応しているわけです。教員はそれぞれの子どもに助言をしながら、必要に応じて教員が立ち合って子どもたち同士で話をさせて、自分の気持ちをはっきりと表に出して、そして解決していく。そういうことで子どもたちは人間関係を修復する、人間関係を構築する力をつけるというものだと思います。それぞれの違いを認める、そういうこともそういう中でできていくものだと思います。自分が悪かったことは自分を省みて謝罪する、そういうことが大事なんだと思うんです。

今回のことは、私は直接何回かこの保護者と話をしましたし、学校とも話をしております。そういう中で感じるのは、ちょっと保護者が前面に出過ぎているように感じます・・・

○委員長（溝手宣良君） すみません、本陳情はあくまで②意見、③まとめのところの陳情でございます。経緯の詳細であったり、我々委員会は今回のいじめがあったのかなかったのかとか、またはそれがよかった悪かったというところを審査する委員会では、審査ではございませんので、そういったところに配慮をいただいて御発言いただけると助かります。

○教育長（久山延司君）（続） この最後の意見というところについてのみの私は・・・

○委員長（溝手宣良君） のみというわけではない。趣旨は流れは説明していただいて構いませんが、そこでどちらかの気持ちというものに踏み込むようなことではなく、あくまで要はこの陳情の内容というのは対応がよかったか悪かったかというところが争点だと思います、論点だと思われます。なので、先ほど来、それは陳情を提出された方にも先ほど参考人で来ていただいた校長先生にも実は共通して言えることだとは思いますが、このいじめについてよいか悪いかということではなく、今後どういった対応をしていくべきかというところを審査すべき私たち委員会は立場にあるというふうに思いますので、そういった観点からの御説明をしていただけると助かります。

○教育長（久山延司君）（続） 大変難しい答弁であります。学校の対応ということに関しては、私は客観的に見て、一人一人の子どもの気持ちを聞きながら丁寧に対応してると思ってる。ただ、それが全てが正解かということ、こういう問題は本当に正解のない場合もありますが、一人一人の子どもたちのことを一生懸命考えて学校は対応してると思っています。

今はそれぞれの子どもは学年も変わって友人達とも生き生きと生活していると聞いています。加害者、被害者ともにです。教育委員会としては、どの子にも生きる力をつけて充実した学校生活を送ってほしい、願いはそれだけです。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 本件について御意見等があれば御発言願いますが、先ほども申しました

ように、今回この陳情書というのはこの事例を基にして私たちが審議すべきは、今後どのように対応するのが望ましいのかというところだというふうに思います。

先ほど来どうしても感情が籠もるのは分かりますが、審査の内容がどこに置かれるべきかということはよく御理解の上で、対応がよかったのか悪かったのかとかといったところで御質疑を、この陳情の範囲で。先ほど校長先生の参考人として御発言いただいたときにも注意はさせていただいたんですが、こちらの委員から出た質疑に対してもそうなんですが、小学校のときのことであるとかじゃなくって、あくまでこの陳情の内容においてというところでもよろしく願います。私も今難しい要求をしてるのは分かっておりますが、そういったところも含めてよろしく願います。

それでは、委員の方々、御意見等があれば御発言願います。

この際、しばらく休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時48分

○委員長（溝手宣良君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

他に御意見はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） こちらの陳情に関してですが、まず趣旨採択という方向から私は話をさせていただきたいと思います。この陳情書の中にあります趣旨説明というところに関しては、本当に参考人の方、お二方来ていただいて、さらに教育委員会からも御意見もいただきましたが、確かに学校のほうは加害生徒に関しても謝っているということもあり、ですが被害側からすれば謝っていないという、いったらお互いの認識のずれ、ボタンの掛け違いというところもあります。ですので、今回この陳情の本当の趣旨の部分、この方の願意としましては、この最後の意見にあります、いじめを認知したら被害者を保護する、起こったいじめの事実や被害感情をしっかり被害者から聞く、いじめ被害を過小評価せず、悲しみや心の傷にも目を向ける、被害者、被害保護者の意見、教育委員会含めた外部の知恵も活用しながら早期解決に努める、加害者が悪いことをしたらちゃんと謝るという当たり前の人権教育を行う、いじめから守るという部分にもありますし、この部分の趣旨というのは大変理解のできるところでございます、というか当たり前のことだと思いますので、この趣旨に関して採択をすべきだというふうに私は考えます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようであります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は趣旨採択とすべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は趣旨採択すべきであると決定いたしました。

なお、本件の議決結果に理由をつけなければならないことになっておりますが、その内容については委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長に一任と決定いたしました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後0時58分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（総社市国民健康保険税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

この承認につきましては、地方自治法の定めるところにより総社市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、条例の改正理由でございますが、地方税法施行令の改正により国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得が見直されたことから、本市の国民健康保険税条例についても早急に改正を加える必要が生じたため、地方自治法第179条第2項の規定に基づき令和6年3月29日に専決処分したものでございます。

条例の改正内容につきましては、改正前後表で御説明いたしますので、1枚お開き願います。

まず、第2条第3項及び第21条第1項において、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に改めております。

次のページでございますが、同項第2号及び第3号において、低所得者に係る国民健康保険税の減額措置の対象となる所得基準を、第2号では29万円から29万5,000円に、また第3号では53万5,000円から54万5,000円に改めているところでございます。

最後に、附則でございますが、改正後の規定は令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までにつきましては従前の例によることとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度総社市一般会計補正予算（第13号））のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（岡 真里君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

この専決処分は、令和5年度総社市一般会計補正予算（第13号）であり、早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき令和6年3月31日に専決処分をしたものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する部分につきまして、便宜歳出から事項別明細書により御説明いたしますので、予算書の16ページ、17ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費につきましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、住民税均等割のみの課税世帯と低所得の子育て世帯に支給しております低所得者支援給付金について、国からの事業スキームで終期が令和6年3月31日から令和6年9月末日までに延長されるなどしたため、既決予算に過不足が生じたものでございます。

第3節職員手当等から第13節使用料及び賃借料までは、低所得者支援給付金の支給に必要な事務的経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、給付金の不足額150万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、14ページ、15ページへお戻りください。

第22款市債、第1項市債のうち本委員会の所管に属する部分は、第10目教育債で、災害時に避難所となる小学校体育館へのバリアフリースイールの整備に係る起債対象事業費の確定による減額でございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正（追加）でございますが、第3款民生費、第1項社会福祉費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業及び低所得者支援給付金支給事業につきましては、給付金の申請期限を翌年度までに延長したことから令和6年度に申請受付を行う必要が生じたため、繰越明許の措置によりそれぞれ翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、参考資料といたしまして、予算書の最後に繰越予定事業明細書を添付しております。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたします。

第3表地方債補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは、一番下の小学校施設整備事業で、歳入で御説明いたしましたとおり市債を減額したことに伴いその限度額を変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第47号 総社市体育施設条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 議案第47号 総社市体育施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、物価高騰等に伴う施設修繕費の増加及び光熱費の上昇によりまして維持管理経費が増大していることから、体育施設の使用料を改め、安定的な維持管理を継続するために関係条文の整備を行おうとするものでございます。

条例の改正内容につきましては、1枚お開きいただき、改正前後表を御覧ください。

改正前後の別表1から7の欄にございますとおり改定率を150%とし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額に改めようとするものでございます。

また、メインアリーナ及びサブアリーナにつきましては、それぞれ15面と6面の分割利用を想定した端数調整としているものでございます。

体育施設使用料は、消費税相当分を除き約15年間使用料を据え置いてまいりましたが、維持管理経費が増大している中で体育施設使用料の改正について検討を重ね、使用料を改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして公布の日から施行することとし、令和7年4月1日以後の使用に係る使用料について適用とすることといたしておりますが、別表第1中プールの項の改正規定につきましては、施行日以後の使用に係る使用料について適用することと規定しております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 少しお尋ねします。

まず、おおむね50%ぐらいの値上げになるようですけども、その50%の根拠をお示してください。

それと、改正後の料金は他市の同様の施設と比較してどうか、まずこの2点、お願いします。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

まず、50%の上昇ということをお尋ねいただいております。こちらにつきましては、約15年間消費税の増税分以外は据え置いてまいりましたが、その前回の改正時、平成20年度におきます公共工事の労務単価の平均値の比較をさせていただきますと、約1.6倍余りとなっております。それから、最低賃金についても1.4倍程度の上昇となっております。こういったあたり、本当にここ数年について経験したことがないような価格の上昇を迎えております。増大する維持管理経費の一部を受益者である施設利用者に御負担いただくことで安定的な維持管理につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、改正後の料金について他市との状況はどうかということでございますけれども、例えば陸上競技場ですと、改正後の北公園の一般ですれば160円で2時間となります。岡山県営グラ

ウンドの状況ですと、同じ一般アマチュアで2時間200円となっており、倉敷運動公園は1回で110円という価格帯となっております。それからあと、テニスコートでございますれば、1時間当たりの一般の利用で総社市改正後は一般の方480円となるところですが、岡山県の県営グラウンドであれば900円、倉敷スポーツ公園であれば740円、それから岡山市の岡山ドームであれば420円といった額。それから、金額の小さいところで申し上げますと、新見市運動公園で300円といった価格帯になっています。それから、体育館でバドミントン1面1時間で比較をしてみました、分割してメインアリーナですと一般の方1時間460円となりますが、ジップアリーナの平日であれば同じく830円、岡山市の浦安体育館ですと753円、倉敷市営の体育館ですと293円、土日祝日とかですとちょっと割増しがあったりします。といったところで、幾つか例を申し上げましたけれども、突出した状況とは言えないと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 値上げをするということになりますと、その裏づけ根拠がしっかりしてないとなかなか市民の皆様に説明ができないというふうになりかねないので、きちんと説明ができるようお願いしたいと思うところでございます。

続いて行きますが、プールについては今年から施行されると、周知期間が短いと考えられますけれども、こういった広報をお考えなのか。

あと2点あるんですけど、施設が値上げされた場合、利用者の目が非常に厳しくなると思います。施設がきちんと整っているのかとか、備品一つに至るまで非常に厳しい目で指摘されるということは考えられると。老朽化して使えないとか故障して使えないということがありますと、非常にこれは市の威信を失うということになりかねません。適正な管理がより一層大切になると思いますけれども、その辺のお考えがございますか、どうですか。

それと、使用料・手数料の見直しは必要だと私自身は思いますが、他の施設も一体的に一律何%というふうにしたほうが市民の皆様には説明がしやすいんじゃないかなと私個人的にこういうふうに思いますが、その辺の御見解があればお答え願います。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 村木委員からの再度の御質問にお答えさせていただきます。

まず、プールの周知の方法でございますけれども、実は7月13日の土曜日に開催を予定しておりますプレオープンイベント、着衣水泳の告知をさせていただきました。この中にプールの開放予定日が7月20日であること、それから料金等のプールの詳細につきましては7月4日に追加発表させていただくということを盛り込ませていただきまして、こちらを6月12日に学校等の公共施設を経由したチラシのほうを配布させていただいたところでございます。また、翌6月13日には本市のホームページ、それから公式SNS等で発信させていただいております。追加のアップを含めて発信させていただきました。今後も市民の皆様、スポーツ団体様等に丁寧にお知らせしてまいりたいと

考えております。

二つ目の御質問、利用者の方々の目という点でございます。例えばこのたび7月20日からの営業という形でプールを考えてみますと、指定管理者と協力しましてコインロッカーの入替えでありますとか、それからげた箱の追加でありますとかベンチの更新でありますとか、あとは塗装なんかの手直し等々をさせていただいたり、更衣室のカーテンを付け替えさせていただいたり、現在そういったことで準備を進めておるところでございます。もちろんほかの施設も優先順位を考えながら支障のある部分については改善を、もちろん限られた財源ですから優先度合いを考えなきゃいけませんけれども、そういったところを順次進めてまいりたいと考えております。

○委員長（溝手宣良君） 財政課長。

○財政課長（岡 真里君） 他の施設の使用料・手数料の見直し状況でございますが、今年度今現在調査中ございまして、随時、一律には単価はこれと言って上げるのは難しいかと思いますが、受益者応分負担がふさわしいと思いますので、市民の方々に理解していただけるように順次改定のほうはしていきたいと思っております。

また、今年度FM計画、ファシリティマネジメントの委員会も立ち上げますので、そのあたりとも併せてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第49号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第49号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

それでは、本委員会の所管に属する部分を便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第27節繰出金160万円の増額につきましては、国民健康保険特別会計において国の依頼により加入者情報とマイナンバーのひもづけ状況の確認を加入者に求めるため、マイナンバーの下4桁を含む通知書を7月に行う保険証の一斉更新に合わせ特定記録郵便で送付することとなったことから、国民健康保険特別会計の通信運搬費に不足が生じるため、国が示す繰出基準により一般会計からの繰出金を増額するものでございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、第10節需用費45万6,000円の増額及び第11節役務費2億142万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が国が全額を負担する特例臨時接種から定期接種となったことに伴い、予診票の作成や医療機関への接種手数料など、接種に必要となる費用を増額するものでございます。また、第19節扶助費4,649万6,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康被害の認定、こちらは死亡の認定ということになりますが、そちらが新たに行われたこと並びに既に認定されている方の医療費等の実績額が見込みより多かったことから、国が定める救済額を被害者に対し給付するため増額しようとするものでございます。

次に、第10款教育費、第6項保健体育費、第3目体育施設費、第10節需用費の増額につきましては、総社市スポーツセンターきびじアリーナの照明をLED化する改修予算1億5,000万円のうち、前金払い分として改修予算の3割の4,500万円を増額しようとするものでございます。

それでは引き続き、歳入につきまして本委員会の所管に属する部分を御説明いたしますので、8ページ、9ページにお戻りいただきたいと思います。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目民生費国庫負担金及び第16款県支出金、第1項県負担金、第3目民生費県負担金につきましては、今年10月から児童手当制度が拡充されることによる国と県の補助率変更に伴う増減でございます。

戻りまして、第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第4目衛生費国庫負担金4,697万6,000円の増額につきましては、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルス予防接種に係る健康被害給付費に対する国からの負担金でございます。

第22款市債、第1項市債、第10目教育債4,310万円の増額は、歳出で御説明いたしましたきびじアリーナ照明更新事業費の令和6年度分の起債額でございます。

続きまして、第2条債務負担行為の補正について御説明いたしますので、4ページにお戻りいただき、第2表債務負担行為補正（追加）を御覧いただきたいと思います。

きびじアリーナ照明更新事業につきましては、事業が2箇年に及ぶことから期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を1億500万円とし、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、きびじアリーナ床修繕事業につきましては、メインアリーナの床面を整備するもので、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を1,500万円とし、債務負担行為を設定するものでござ

ざいます。

続きまして、第3条の地方債の補正について御説明いたします。

第3条地方債補正（追加）につきましては、体育施設整備事業につきまして限度額を4,310万円として新たに設定するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） まず、予算書10ページ、調書4ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費についてなんですけども、新型コロナウイルスの定期接種に伴う予算計上をされてますが、これはスケジュールはどのようになっていますか、これ1点目。

それから、今回計上されている接種費用は、接種率は何％で積算されていますか、この2点まずお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

まず、接種のスケジュールでございますが、スケジュールにつきましては国の説明、6月21日にございましたが、その中で10月1日から開始の案という形で今示されているところでございまして、終期、終わりににつきましては各自治体の判断で設定ということが今示されているところでございます。

また、接種率でございますが、おおむね70％の見込みで今設定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） その70％の根拠は何かありますか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の再度の御質問でございます。

65歳以上の方が対象ということでございまして、こちらは人数が1万9,975人、これは5月末の数字でございます。それに合わせて疾患を持った方、60歳から64歳の方、こういった方も対象になってまいるということでございまして、合わせて2万100人が対象と考えているところで、その70％の見込みとして1万4,100人、こちらのほうの予算のほうを計上しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員、今の答弁でよろしいですか。70%の理由にはなってないと思ったんですが。

（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） ですから、その70%の根拠はどうかということなんです。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 答弁が漏れておりましてすみません。

今、インフルエンザの予防接種、高齢者がやってるところでございまして、こちらの接種率が大体60%程度あるといったところでございます。新型コロナウイルスのワクチン接種は10月1日からということですが、そういった中で高齢者のインフルエンザと同時接種ということも多数出てくると考えているところでありまして、その高齢者のインフルエンザ予防接種、こちらの接種率を参考にして70%、60%ですけど、少し多めに見まして70%にしているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 多めに見積もってみたということかなと、そのように思います。

次に、第19節扶助費の予防接種事故対策扶助費の中で、総社市予防接種健康被害調査委員会審議案件のうち5件が認定されておりますが、言える範囲で結構ですけども、どのような健康被害があったのか、また積算根拠の中で死亡一時金を計上されてますけども、もう既に死亡した方がコロナウイルスで認定された方がおられるのかどうなのか、この2点お尋ねします。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 健康被害に遭われた方の疾病につきましては様々あるわけですが、内容については差し控えさせていただきたいと思っております。

また、コロナのワクチン接種に因果関係があってお亡くなりになられたということは、今回御説明したお一人ということが今認定されている状態でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 調書の7ページです。第10款教育費、第6項保健体育費、第3目体育施設費、体育施設維持管理経費、きびじアリーナの照明の件に関してです。これは照明は今年度で一部やりますよ、で、来年度に債務負担行為として計上されてます。で、床のこともありますので、そこをまとめて聞かせていただきたいと思いますと思っております。

まず、ここをLED化していくに当たって、現状電気代が幾らかかってて、これをLED化する

ことによってどれぐらいの削減になるのかというところと、あと床の修繕も入るということで使えなくなる期間が出てくると思うんです。その使えなくなってる期間は予約は今のところ取ってないとは思いますが、どれぐらいのスケジュールで考えられてるのか、それに合わせてLEDをしていくのか、LEDはまた別の期間として取ってやっていくのか。3点目が、この床の修繕、LEDは何の目的でやっていくのかというところをお聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 山名副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

まずは電気代が幾ら程度かかっているのか、そちらに対して幾ら程度安くなる見込みなのかという御質問でございますけれども、現在こちらが持ち合わせております指定管理者からの光熱水費の実績報告でございますけれども、令和5年度の実績で電気、ガス、水道込みの2,700万円という形でございますが、この明細、今時点持ち合わせておりませんので、後ほど確認させていただけたらと考えております。申し訳ございません。ですので、幾ら安価になるのかという額についても後ほどさせていただければと考えております。申し訳ございません。

2点目の御質問であります床の修繕のスケジュールとLED化のスケジュールをどのように考えているのかという御質問でございますが、床もLEDも現地の施設を閉鎖ということを伴いますので、いずれも令和7年4月から5月に現地での施設閉鎖の作業を想定しております。もちろん御議決賜ればですが、できるだけ速やかに契約のほうに向かわせていただければと考えてはおります。LEDにつきましては数が相当数に上ります。資材の作成といいますでしょうか、生産のほうに時間を要することですので、実際のその現場での閉鎖期間というのは既に今年度の末のあたり、3月のあたりもアリーナに予約が入ったりいたします。来年度の令和7年度の8月にはインターハイでハンドボールの競技の会場となる予定でございますし、6月からは各種の予選会なんかの開催が可能性として見込まれますので、実質4月から5月という時期を想定しておるところでございます。

LEDにする目的ですが、まずは今回補正予算を計上させていただいたその理由としましては、メインアリーナにつきまして床面塗装の相当な範囲で現地を改めて確認しましたところ、劣化が確認されました。床剥離、こういったことになりますと選手が転倒の要因になり得る状況ですので、県の全国高等学校体育連盟ハンドボール部からも床修繕を希望されるお話をいただきました。床修繕には施設の閉鎖を伴う必要がございますので、どうしても閉鎖を余儀なくされます。あわせて、LEDへの置き換えというのも今後必ずやっていかなきゃいけないものになります。その床の修繕でどうしても避けられない施設の閉鎖に合わせまして、LEDのほうに入替えさせていただいて、可能な限り施設の閉鎖期間の短縮を図るために補正予算を計上させていただくものでございます。それから、もう水銀灯のほうも2020年で国内の製造は中止されております。そういったことも今後更新していくためにはLEDというものに置き換えていく必要がございますので、計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名委員、先ほどの答弁の中で照明を替える前の今の状態とＬＥＤ化した場合の比較が今の現時点では示せれないということだったんですが、それが調べていただいて採決までにはないと判断できない。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 大丈夫ですか。では、採決までにじゃなくていい、後ではお示くださいということで大丈夫ですか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。ありがとうございます。削減というところの観点からすれば目的はちょっと違ったのかなというのがあります。今回、施設料金の値上げもするので、それに併せていろいろな維持管理費というのを減らすためというのでＬＥＤという考えもあったのかなと思うんですが、このところにもあります調書にも書いていただけてます、ＬＥＤにするのは緊急防災・減災事業債対応ですとか脱炭素化推進事業債対応というところもありますんで、目的がそこだったのかなというふうに思います。先ほど聞きましたインターハイに向けてということで床のしなきゃいけないその要望というか、その話もあるというところなんですけど、じゃあ床の修繕に関して、大会で使いますよということなんですけれども、これは全て今のところだったら市債でやっていくような感じにもなるんかもしれんですけど、ほかの、これ地方債なんですよ、何か使える財源的なものというのは、これ考えているんでしょうか。例えばなんすけども、スポーツ振興くじですとかスポーツ振興基金ですとか、そういうスポーツ振興くじ助成金ですか、そういうのを使ったりとかというのは、そういうのではなく、もう起債だけでやっていくのかというところはいかがでしょう。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

ＬＥＤのほうは起債を使っていくんですけども、床修繕は一般的な修理になりますので、こちらのほうは市単独予算でやる予定にしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） そのところに対してこういうスポーツくじ助成金だとか、使えるものは使ったらいいと思うんですけども、こういったものを使おうという考えはないのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 山名委員の再度の御質問にお答えします。

もちろん大切な市税を使っていくわけですから、我々も有利な起債であつたりとか有利な補助金というのは探していきながら業務を進めていこうと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 予算書の10ページ、調書7ページ、第10款教育費、第6項保健体育費、第3目体育施設費について、先ほどの山名委員に続くんですけど、こうした予算が本来であれば当初予算に計上されるべきだと考えますが、なぜ今のタイミングでこれが計上されるのか。なぜ、さっき山名委員が言われてましたけど、もっと補助金を調べるであるとか、いろいろなものを引っ張ってくるとか、そういうことを準備して当初で上げるというタイミングにはならないのかなと、なぜそういうふうにならないのかという。私の場合は当初予算に計上すべきという考え方なんですけど、その辺で何かお答えをいただければと思います。

それと、工事のためきびじアリーナが使えなくなるということです。使えなくなるってなると、結局指定管理者は収益が上がらないわけですから、指定管理者とどのような話になってるのか、幾ばくかの補償をするのか、そういった経緯があればお答えください。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

まずは、なぜ今の時期に予算計上なのかということでございます。先ほど申し上げました、実は今年度に入りまして令和7年度の8月のインターハイの実施、それから令和8年度には全国中学校体育大会のハンドボール競技及び卓球競技なんかがそれぞれやはり現実味を帯びてまいりました。先般、インターハイの実行委員会の設立がございましたけれども、これに先立ちましてやはり現地を改めて再確認をさせていただいたところでございます。

その中で床面の塗装漏れとか、それから剥離の傾向というものが認められました。改めて確認してそういったところが強く認められましたので、例えば来年度の令和7年度の当初予算に計上させていただいて、すぐ執行が非常に困難という時期にしかきびじアリーナの閉鎖を伴う事業というのが非常に難しいなという事情から、何としても令和7年4月、5月の間にその対応をさせていただくことを考えまして、今回の補正予算要求という形を取らせていただきました。

一般的な修繕という想定でしたので、補助金については御指摘いただきましたけど、見いだせてはいなかった状態でございます。

もう一点、指定管理者との協議についてどうなっているかということでございますけれども、現在まだ具体的な協議までは至っておりません。ただ、補正予算について上程させていただきましたので、そちらの情報はもちろん共有させていただきながら今後どういった協議を進めてまいることになるのか、具体的に協議を進めていく必要があると考えてはおります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） これはあまり言いたくないですけども、そのインターハイの会場になるというのは今から2年以上前に決まってるわけですから、もっと事前に手は打てたんじゃないかなと

ということが1点と、それと指定管理者に関しましてはやはり運営で今後幾ばくかの経営を圧迫するわけですから、そこは十分に考えていただいて、対応方をしていただきたい。国民宿舎サンロード吉備路なんかでも、指定管理に非常に苦勞したところがあるわけですから、そこを教訓として当たっていただきたいと、このように思います。

終わります。

○委員長（溝手宣良君） 答弁はいいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 答弁は結構とのことですか。

他に質疑はございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第50号 令和6年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第50号 令和6年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進等により必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億160万円と定めようとするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第11節役務費160万円の増額につきましては、先ほど一般会計補正予算（第2号）で御説明いたしましたように、国民健康保険の加入者情報とマイナンバーのひもづけの状況の確認通知を保険証の一斉更新に合わせて特定記録郵便で送付することになったことから、郵送料に不足が生じるため、通信運搬費を増額しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、8ページ、9ページにお戻りいただきたいと思っております。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金160万円の増額につきましては、歳出で御説明申し上げました通信運搬費の増額に伴うものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） これなんですけど、これ、国の事業でやるわけですよね。これ、市単独予算になってますけど、これ国の事業でやるのにうちが持ち出すんですか。国から入ってこないんですか、財源は。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

今回、国民健康保険の保険者として通常行う加入者への通知と同封するものでございまして、総務省が示しております一般会計からの基準外の繰入れ、法定内繰入れでございますが、そちらと同様に一般会計から支弁していただく経費という形に考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 保険の更新についてはうちの事業で大いに結構かと思っております。一般会計から国民健康保険のほうへ入れる、国民健康保険特別会計でやっていただく、それは大いに結構なんですけど、それに便乗して国がそれに基づいてやってくれって来たんですか、そういうように。その郵送と一緒に乗せてやってくれって、次の後期高齢者医療特別会計も同じなんですけど、そういうふうなことを言ってきたんでしょうか。そのあたりの事実関係というか、教えていただきたいと思っております。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の再度の御質問でございますが、厚生労働省のほうから依頼通知という形で被保険者等への加入情報等の送付の依頼ということで依頼をいただいたものでございまして、総社市国民健康保険の保険者でございますので、保険者としてひもづけの状態というのもしっかりと確認しておきたいというところでございます、こういった国の依頼に基づきま

してこのたび送付するものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） よろしいか。

（「ふーん。はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第51号 令和6年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第51号 令和6年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進等により必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,685万6,000円と定めようとするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第11節役務費185万6,000円の増額につきましては、先ほど議案第50号 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で御説明しました事由と同様の事由、管理者情報とマイナンバーのひもづけ状況の確認通知の送付ということでございますが、こちらによりまして当会計におきましても通信運搬費に不足が生じることから増額しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、8ページ、9ページにお戻りいただきたいと

思います。

第6款諸収入、第5項雑入、第5目雑入185万6,000円の増額につきましては、歳出で御説明申し上げました通信運搬費の増額に対する岡山県後期高齢者医療広域連合からの財源でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定されました。

先ほどの山名副委員長の質問に対する答弁。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 申し訳ございませんでした。先ほど山名副委員長からいただいております電気代が幾らから幾らぐらいに下りるのかという御質問でございますが、令和5年度のきびじアリーナの電気料金ですが、2,450万円弱ぐらいになります。そちらに係数、0.593という係数を掛けて見込んだものにはなるんですけれども、およそ1,450万円、およそ1,000万円程度の減少が係数的には見込まれるということになります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 承知いたしました。

それでは、以上をもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時56分